

### 第1回定例会

# 可決した議案

## 市長提出議案

### 条例

◆三鷹市組織条例の一部を改正する条例

企画部、総務部、生活環境部、健康福祉部及び都市整備部の分掌事務を改めるものです。

◆三鷹市印鑑条例の一部を改正する条例

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、印鑑登録に関する成年被後見人に係る欠格条項の規定を改めるとともに、個人番号カードの公的個人認証方式による印鑑登録証明書の交付をするものです。

◆三鷹市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

男女平等参画相談員及び顧問弁護士について、非常勤職員としての職の廃止をするものです。

◆三鷹市災害用慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

災害用慰金の支給等に関する法律の一部改正により、災害用慰金等の支給に関する事項を調査審議するため、支給審査会を置くことができることとするともに、災害援護資金の償還

金について、貸付けを受けた者等に収入等の状況について報告等を求めることができることとするほか、規定を整備するものです。

◆三鷹市国民健康保険条例の一部を改正する条例

課税限度額、所得割額の算定割合及び均等割額を改めるとともに、低所得者世帯に対する均等割額の軽減判定の所得基準額を引き上げるものです。

◆三鷹市介護福祉条例の一部を改正する条例

介護保険法の一部改正による低所得者の保険料の軽減強化について、消費税率引上げに伴い更に軽減措置を拡充し、令和2年度における保険料の額を改めるものです。

### 補正予算

◆令和元年度三鷹市一般会計補正予算(第4号)

歳入歳出予算の総額に、それぞれ7億1千894万5千円を追加し、総額を7億8千821万9千円とするものです。

◆令和元年度三鷹市一般会計補正予算(第5号)

歳入歳出予算の総額に、それぞれ5千196万6千円を追加し、総額を5億8千821万9千円とするものです。

◆令和元年度三鷹市下水道事業特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出予算の総額に、

それぞれ2千441万9千円を追加し、総額を40億8千510万3千円とするものです。

◆令和元年度三鷹市介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出予算の総額に、それぞれ5千196万6千円を追加し、総額を5億8千821万9千円とするものです。

◆令和元年度三鷹市一般会計補正予算(第5号)

歳入歳出予算の総額に、それぞれ5千196万6千円を追加し、総額を5億8千821万9千円とするものです。

◆令和元年度三鷹市一般会計補正予算(第5号)

歳入歳出予算の総額に、それぞれ5千196万6千円を追加し、総額を5億8千821万9千円とするものです。

◆令和元年度三鷹市下水道事業特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出予算の総額に、

それぞれ2千441万9千円を追加し、総額を40億8千510万3千円とするものです。

◆令和元年度三鷹市介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出予算の総額に、それぞれ5千196万6千円を追加し、総額を5億8千821万9千円とするものです。

◆令和元年度三鷹市一般会計補正予算(第5号)

歳入歳出予算の総額に、それぞれ5千196万6千円を追加し、総額を5億8千821万9千円とするものです。

◆令和元年度三鷹市一般会計補正予算(第5号)

歳入歳出予算の総額に、それぞれ5千196万6千円を追加し、総額を5億8千821万9千円とするものです。

◆令和元年度三鷹市一般会計補正予算(第5号)

歳入歳出予算の総額に、それぞれ5千196万6千円を追加し、総額を5億8千821万9千円とするものです。

◆令和元年度三鷹市一般会計補正予算(第5号)

歳入歳出予算の総額に、それぞれ5千196万6千円を追加し、総額を5億8千821万9千円とするものです。

◆令和元年度三鷹市一般会計補正予算(第5号)

歳入歳出予算の総額に、

それぞれ2千441万9千円を追加し、総額を40億8千510万3千円とするものです。

◆令和元年度三鷹市介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出予算の総額に、それぞれ5千196万6千円を追加し、総額を5億8千821万9千円とするものです。

◆令和元年度三鷹市一般会計補正予算(第5号)

歳入歳出予算の総額に、それぞれ5千196万6千円を追加し、総額を5億8千821万9千円とするものです。

◆令和元年度三鷹市一般会計補正予算(第5号)

歳入歳出予算の総額に、それぞれ5千196万6千円を追加し、総額を5億8千821万9千円とするものです。

◆令和元年度三鷹市一般会計補正予算(第5号)

歳入歳出予算の総額に、それぞれ5千196万6千円を追加し、総額を5億8千821万9千円とするものです。

◆令和元年度三鷹市一般会計補正予算(第5号)

歳入歳出予算の総額に、それぞれ5千196万6千円を追加し、総額を5億8千821万9千円とするものです。

◆令和元年度三鷹市一般会計補正予算(第5号)

歳入歳出予算の総額に、

それぞれ2千441万9千円を追加し、総額を40億8千510万3千円とするものです。

◆令和元年度三鷹市介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出予算の総額に、それぞれ5千196万6千円を追加し、総額を5億8千821万9千円とするものです。

◆令和元年度三鷹市一般会計補正予算(第5号)

歳入歳出予算の総額に、それぞれ5千196万6千円を追加し、総額を5億8千821万9千円とするものです。

◆令和元年度三鷹市一般会計補正予算(第5号)

歳入歳出予算の総額に、それぞれ5千196万6千円を追加し、総額を5億8千821万9千円とするものです。

◆令和元年度三鷹市一般会計補正予算(第5号)

歳入歳出予算の総額に、それぞれ5千196万6千円を追加し、総額を5億8千821万9千円とするものです。

◆令和元年度三鷹市一般会計補正予算(第5号)

歳入歳出予算の総額に、それぞれ5千196万6千円を追加し、総額を5億8千821万9千円とするものです。

◆令和元年度三鷹市一般会計補正予算(第5号)

歳入歳出予算の総額に、

## 議員提出議案

### 意見書

◆性暴力の被害者を守るために刑法の改正を求める意見書

2017年6月、性犯罪に関する刑法が10年ぶりに改正されたが、改正後もなお、同意のない性行為をした加害者が処罰されなかったり、昨年3月には実の娘をレイプした父親が無罪となるなど、性暴力事件の無罪判決が相次いでいる。それは「13歳以上の子どもに対する性行為は成人と同じように扱われる」刑法の規定や、被害者が激しく抵抗できなければ加害者を罪に問えない「暴行・脅迫要件」また「心神喪失」「抗拒不能」が起訴の要件として残されている「準強制性交等罪」がいまだに存在しているためである。国連は2008年に日本に対し、性的同意年齢の引き上げを勧告する所見を採択しているが、明治時代に決まった13歳という年齢は、2017年の刑法改正では変更されなかった。また、2017年の法改正では、監護者(保護者など)によるわいせつ行為・性交等は、子どもの同意の有無を問わず犯罪となったが、教師や家庭教師、コーチ、施設関係者など、子どもを保護・指導

する立場の者によるわいせつ行為・性交等はその対象となっておらず、実態に即していない。内閣府の調査によると、女性の13人に1人、男性の67人に1人が「無理やりに性交をされたことがある」と答えている。約6割が不起訴となっているなど、いまだに性被害に遭っても泣き寝入りさせざるを得ない人が多い。本年は3年に1度の刑法の見直しを検討される年である。性暴力は人権を傷つける非人道的な差別行為、精神への殺害行為である。よって、本市議会は、国会及び政府に対し、性暴力の被害者を守るため、刑法177条(強制性交等罪)、刑法178条2項(準強制わいせつ及び準強制性交等罪)などについて実態に即した改正を求める。

◆女性自立支援法(仮称)の制定を求める意見書

国はこれまで、さまざまな困難な問題を抱えた女性への支援を、1995年制定の売春防止法を根拠に「婦人保護事業」として行ってきた。その後のニーズの多様化により、2001年にはDV防止法によるDV被害者が、2004年には人身取引被害者が、2013年にはストーカー法改正によるストーカー被害者が支援対象に加えられた。しかし、売春防止法は制定以来、抜本的な改正は行われず、DVや性暴力、貧困、虐待、居場所の喪失等々、支援を必要としている女性や子どもたちへの必要な支援が届けられない現状が続いている。2018年7月30日、厚労省は婦人保護事業機関代表、自治体関係者、学識経験者、全国母子生活支援施設協議会代表、全国女性シェルターネットワーク理事、若年女性支援の民間団体等の構成による「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」を設置し、2019年10月11日に中間まとめが公表され「婦人保護事業の現状と課題」「婦人保護事業の運用面における見直し」及び「婦人保護事業の見直しに関する新たな制度の基本的な考え方」に関して基本的な認識を取りまとめた。また、2016年には与党PT「性犯罪・性暴力被害根絶のための10の提言」、2019年には与党PT「婦人保護事業の運用面における見直しについて」が出され、婦人保護事業の見直し、性暴力被害に遭った女性等を支援する新法制定の必要性など、7つの提言が述べられている。よって、本市議会は、国会及び政府に対し、次の事項を満たした女性自立支援法(仮称)の制定を強く求めるものである。(1)女性自立支援法(仮称)は、理念法や体制整備法ではなく、実効性のある具体的な利用者本位の法制定とすること。(2)人権の擁護と男女平等の実現を図ることの重要性に鑑み、さまざまな困難な問題に直面する女性を対象とした専門的な支援を行う包括的な支援制度にすること。(3)現場のニーズに対応し得る支援制度とするために関係者の意見を聴取すること。



旧三鷹市第二体育館

### その他

◆東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更について

後期高齢者医療の保険料の軽減措置を引き続き実施することに伴い、令和2年度及び令和3年度の2年間

### 契約

◆旧三鷹市第二体育館解体工事請負契約の締結について

旧三鷹市第二体育館の解体工事に係る請負契約を締結するものです。契約の方法は、制限付一般競争入札で、契約の金額は4億1千200万円、契約の相手方は株式会社丸根アベックスです。工期は契約確定日の翌日から令和3年2月26日までです。

◆令和2年度三鷹市一般会計補正予算(第5号)

歳入歳出予算の総額に、それぞれ5千196万6千円を追加し、総額を5億8千821万9千円とするものです。

◆令和2年度三鷹市一般会計補正予算(第5号)

歳入歳出予算の総額に、それぞれ5千196万6千円を追加し、総額を5億8千821万9千円とするものです。

◆令和2年度三鷹市一般会計補正予算(第5号)

歳入歳出予算の総額に、それぞれ5千196万6千円を追加し、総額を5億8千821万9千円とするものです。

◆令和2年度三鷹市一般会計補正予算(第5号)

歳入歳出予算の総額に、

それぞれ5千196万6千円を追加し、総額を5億8千821万9千円とするものです。